

「国民保護法案」を知っていますか？

4月14日から国会で議論している有事関連7法案の一つです。
マスメディアはあまり取り上げないので、なじみがないかもしれません。
それに、「国民保護」と聞くと、
「日本が危なくなった時に自分たちを保護する法律ならいいんじゃないの」
と思いませんか？
でも、中身を見てみると....

1. ふだんの日々が「平時」に変わる

「有事法案の一つ」というと、たいへんなことが起きた時のための法律だから、ふだんの生活には関係ないもののような気がします。

でも、じつは、この法案が通ったその日からわたしたちの生活は変わります。ふだんの日々が「戦時」に備える「平時」になってしまうのです。

法案では、役所や赤十字病院、テレビ局などは、政府が作った指針にあわせてふだんから「戦時」のための計画を作り、「戦時」にむけて組織を整え、訓練しなければなりません。また、計画をたてる際には、総理大臣と相談しなくてはなりません(*1)。公安委員会が必要と認めれば、道路を通行禁止にして訓練することもあります。住民が参加する避難訓練も行われます(*2)。

こうした場面で実際に動くのは自治体などの職員です。また自主防災組織や地域ボランティアの人々も協力を求められることになるでしょう。

こうして、ふだんから社会のすみずみに戦争を前提とした統制がいきわたることになります。

2. 政府による「啓発」がおこなわれる

法案では、「戦時」になったとき、政府や自衛隊の行動などに協力してもらうため、ふだんから政府は国民を「啓発」することになっています(*3)

子どもたちの教育に、どんな影響があるでしょう。マスメディアから、どのような報道が流れるようになるでしょう。そんな中で、ひとりひとりの考えを守りきれのでしょうか。

3. まっさきに守られるべき人びとの保護が抜けている

危険な時にまっ先に守らなければならないはずの高齢者や障害者、幼い子どものための特別な手立ては考えられていません。また、外国人に関しては、赤十字社が安否情報の収集をすること以外まったく触れられていません>(*4)

4. 「強制はしない」と言うが

たてまえでは「国民の協力は自発的な意志にゆだねられ、強制はしない」となっていますが(*5)、協力しないと、土地や家屋が没収されたり、罰金を取られたり、懲役を課されたりします(*6)。それでも、協力は自発的な意志にゆだねられているのでしょうか。

5. 権力乱用の心配はないか

条文には「必要と認める時に」「必要な措置」をとる、といった曖昧な規定が多く、判断基準も例示もないものが目立ちます。これでは行政の恣意的な運用で権力の乱用が起こる可能性が否定できません。「政令の定めるところにより」という但し書きがあるものもありますが、政令は内閣府で自由に決められ、議会のチェックがいっさい入りません。きわめて重大な条文ばかりです。これでは議会制民主主義の軽視にもつながります。

6. 不可能な全員の避難

この法案で国民を保護するてだての中心は「避難」です(*7)。でも、実際にシミュレーションを行った鳥取の自治体は、住民の全員避難は不可能と答えています。避難のための幹線道路を自衛隊や米軍も使うということを見ると、避難はさらにむずかしくなります。

7. 原子力施設が攻撃されたら

原子力施設が攻撃された場合の対処方法にはことに現実味がありません(*8)。

それもそのはず、原子力施設は、外部から攻撃されることを想定せずに設計されています。原子炉を止めたからといってすぐに放射能がなくなるわけではなく、危険が迫ったときにあわてて操業停止をしても、攻撃を受ければ、広い範囲にわたって破局的な被害がでます。対処のしようがないのです。

8. 本土への武力攻撃を想定していないのでは

どこかの国が大規模な上陸作戦を展開することが1ヶ月以上前にわかっているなら、民族移動のような避難が意味を持つかもしれません。しかし、そのような上陸作戦に必要な海軍力や空軍力を持っている国は近隣には存在しないと専門家は言います。また、もしミサイルが突然飛んできたり空から攻撃を受けたら、大規模な避難をするいとまも避難する先もありません。それなのに、シェルターを作ることはできません。どうも、この法案では、本土が武力攻撃を受けることを想定していないかのようです。

そうならば、この法案はどのような時のために作られていて、なぜ、こんなに急いで通そうとするのでしょうか。

9. いつから「戦時」になるのか

有事法では、日本政府が「我が国に対する武力攻撃が予測される」と判断したときから、いわゆる「戦時」となり、国全体が臨戦体勢にはいります(*9)

その後実際に武力攻撃が発生すると戦争になるわけですが、政府は、日本防衛のために公海にいる米軍が攻撃されたときも「我が国に対する武力攻撃が発生した事態」とみなすと言っています(*10)

国会が政府とは違う判断をしてもそれを反映する場はありません。そもそも政府の判断に必要な情報はだれが提供するのでしょうか。日本が主体的に判断することができるのでしょうか。

10. アメリカの戦争に協力するための法案？

この法案では、攻撃されたときの手立てにはリアリティがないのに、物資の収用や物資流通の統制にはずいぶん力を入れています(*11)

もしかして、アメリカの戦争に物も人も協力できる国作りを目指しているのでは、と疑いたくなります。じっさい、次のような法案や条約が同時に出て、ひとまとめに審議されています。

- ・日本政府が米軍の行動のために土地を収用したり、米軍の行動で受けた損害を米軍に代わって補償したりする「**米軍行動円滑化法案**」
- ・首相の判断で港湾・空港・電波などの利用を米軍や自衛隊に優先的に許す「**特定公共施設利用法案**」
- ・有事の際に役務も弾丸も米軍に提供できるようにする「**ACSA改正案**」。他に4法案、2条約

**こんな法律が、今国会で十分な議論もなく決まりそうです。
社会の仕組みを根本から変えてしまう法律です。
自分たちだけでなく子どもや孫にも重大な影響がおよびます。
みなさんの意見を周りの人々やメディア、議員に伝えましょう。**

**今回の武力事態対処特別委員会は5月10日の午前9時半からです
それまでがひとつのチャンスです。今すぐアクションを！**

<マスメディア、議員などの連絡先>

http://www.geocities.com/ceasefire_anet/action.htm

<http://peacefamily.or.tv/rescue3/>

<http://www.itoh.org/kaqurazaka/lib/meibo.htm>

自民党本部 FAX: 03-5511-8855 公明党本部 FAX: 03-3225-0207 民主党本部 FAX: 03-3595-9961

*1: 第34条(都道府県の計画) 第35条(市町村の計画) 第36条(指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画) 第41条(組織の整備)

*2: 第42条(訓練)

*3: 第43条(啓発)

*4: 第9条(留意事項) 第96条(外国人に関する安否情報)のみ

*5: 第4条(国民の協力等)

*6: 第81条(物資の売り渡しの要請等) 82条(土地等の使用) 84条(立入検査等)

*7: 第52条(避難措置の指示) 第112条(市町村長の退避の指示等)

*8: 第105条(武力攻撃原子力災害への対処) 第106条(原子炉等に係る武力攻撃災害の発生等の防止) 第107条・第108条(放射性物質等による汚染の拡大の防止)

*9: 武力攻撃事態法 第2条

*10: 読売新聞 2004年1月26日

*11: 第81条(物資の売り渡しの要請等) 84条(立入検査等) 第129条(生活関連物資等の価格の安定等)

原子力災害の対処については、原子力施設にかかわっていた方や原子力資料情報室等に伺ったことをもとに書いています。

国民保護法案ウォッチャーズ <http://www.ribbon-project.jp/yuji/> Fax:020-4665-1339

このアクションは、特定の政党・政治団体・思想を越えた、独立した市民アクションです。